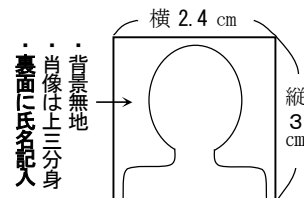


小型移動式クレーン運転技能講習



この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 (1)学科 令和6年9月3日(火)～4日(水) 8:40～17:05 (受付8:10)
(2)実技 1回目 令和6年9月5日(木) 7:25～17:05 (集合7:10)
2回目 令和6年9月6日(金) 7:25～17:05 (集合7:10)
2. 会 場 学科：サンパルク 2F 会議室（釜石市上中島町2-7-36 TEL：0193-55-4380）
実技：釜石職業訓練協会（釜石市平田3-75-1 TEL：0193-26-7000）
3. 受講資格 18歳以上の方（18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。）
4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。
5. 受講料等 [全科目受講者] 33,055円（消費税込）（受講料 31,350円 テキスト代 1,705円）
[一部免除者] 30,855円（消費税込）（受講料 29,150円 テキスト代 1,705円）
6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。
(1) クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
(2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了したもの。
(3) 玉掛け技能講習を修了したもの。
免除科目 (イ) 学科→小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識
(ロ) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図
7. 申込締切日 8月23日(金) 予定募集定員30名（先着順にNO.1～20が1回目になります。）
少人数時開催できない場合があります。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
8. 申込方法 裏面「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚（図参照。鮮明なもの）を添えてお申し込み下さい。また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー（顔写真が確認できるもの）を貼付願います。（FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います）
〒026-0041 釜石市上中島町2-7-36 TEL 0193-55-4380 FAX 0193-55-4381
※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込み手数料はご負担願います。
お振込みの方には、受講票発送時領収証を同封させていただきます。



岩手銀行釜石支店 (普通)0257116 (公財)岩手労働基準協会釜石支部

9. キャンセルの取扱 ※8月27日(火)以降のキャンセル・欠席の場合は受講料のお返しは出来ません。
10. カリキュラム

1日目	2日目	3日目
8:40～8:50 朝エンターション	8:50～12:00 原動機及び電気に関する知識	7:25～15:35 運転(6時間)
8:50～16:00 小型移動式クレーンに関する知識	12:50～16:00 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	15:35～17:05 実技試験
16:05～17:05 関係法令	16:05～17:05 学科試験	※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんので、ご注意ください。

11. その他 (1) 筆記用具（試験時は、鉛筆・消しゴム使用）を必ずご持参下さい。
(2) 受講票は、締め切り後に郵送致します。当日ご持参下さい。講習3日前までに受講票が届かない場合はご連絡をお願い致します。
(3) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参下さい。
(4) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、作業服等服装を整えて下さい。
(5) 昼食をご持参下さい。(実技会場周辺には、飲食店はございません。)
(6) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
(7) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。

